



つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3年12月16日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第41号

つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例の一部を改正する条例

つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例（令和3年つくばみらい市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型コロナウイルス感染症関係者」の次に「及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていない者（以下「感染症関係者等」という。）」を加える。

第2条第2号中「感染症関係者」を「感染症関係者等」に改め、「団体」の次に「並びに新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていない者」を加え、同条第6号中「、罹患」を「及び罹患」に改め、「あること」の次に「並びに新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと」を加え、同条第7号中「感染症関係者」を「感染症関係者等」に改める。

第3条から第6条までの規定中「、感染症関係者」を「、感染症関係者等」に改める。

第7条中「感染症関係者」を「感染症関係者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。